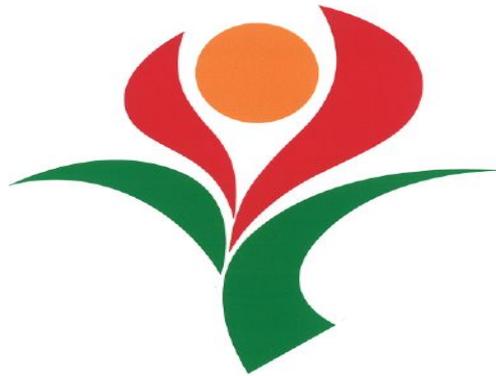


曾於市学校規模適正化計画

〔 基 本 計 画 〕
〔 実施計画（第1次） 〕



平成22年3月

曾於市教育委員会

目 次

I 序論

- 第1 はじめに P. 3
- 第2 学校規模適正化計画策定の背景 P. 4
 - 1 小中学校の現状
 - (1) 児童生徒数の推移
 - (2) 規模別学校数及び学級数の状況
 - (3) 通学に係る基準
 - (4) 中学校における教科担任の配置状況
 - 2 学校施設の状況
 - (1) 小中学校施設の現状
 - (2) 再編対象（第1次計画）に係る学校施設の状況
- 第3 学校規模適正化計画策定の理由 P. 10
 - 1 児童生徒数の大幅な減少
 - 2 学校施設の耐震化

II 基本計画

- 第1 学校規模適正化の基本的な考え方 P. 11
 - 1 小規模校と大規模校の特性
 - 2 適正な学校規模
 - (1) 小学校の適正規模
 - (2) 中学校の適正規模
 - 3 学級編製の基準と複式学級の解消
 - 4 教員の適正配置
 - 5 教育予算の効率的運用
- 第2 基本計画の概要 P. 14
 - 1 計画の目的
 - 2 計画の構成，期間及び内容
 - (1) 計画の構成
 - (2) 計画の期間
 - (3) 計画の内容
- 第3 基本計画の基本方針 P. 15
 - 1 学校施設の整備
 - (1) 学校施設の整備方針（国の補助基準を含む。）
 - (2) 学校建築の整備計画
 - 2 学校設備・備品の整備
 - (1) 学校設備・備品の整備方針（国の補助基準を含む。）
 - (2) 学校設備・備品の整備計画
 - 3 児童生徒の遠距離通学への対応
 - (1) 通学手段の検討，確立

- (2) 安全な通学路の確保
- (3) 自転車購入補助金及び遠距離通学補助金の継続
- 4 学校施設及び跡地の活用
 - (1) 転用利用計画の策定に当たって
 - (2) 転用の具体例及び施設の複合化の推進
- 5 教育環境の整備
 - (1) 覇気に満ち、常に夢実現にチャレンジする児童・生徒の育成
 - (2) 児童生徒やPTAに係る各種交流事業の推進及び支援
 - (3) 教職員の適正配置への対応及び指導体制の充実
 - (4) 効率的な教育行政の推進

第4	学校再編（統合）に関する手続	P. 21
1	庁内推進組織による取組	
2	教育委員の会議	
3	曾於市学校規模適正化検討委員会への諮問	
4	学校、地区における推進体制の整備	
5	市議会	
6	パブリックコメントの活用	
7	許認可、届出関係	
(1)	学校廃止の届出	
(2)	財産処分の承認申請又は報告	
(3)	財産処分手続の簡素化	
(4)	財産処分手続の更なる弾力化	

III 実施計画（第1次）

第1	通学手段及び通学路の基準	P. 24
1	通学手段の基準について	
2	通学路の基準について	
3	通学バスの導入について	
4	通学バスの運行経路，バス停，時間及び回数について	
第2	施設の転用利用計画	P. 25
1	廃校施設に係る基本方針	
2	廃止，利用（転用）実施計画	
第3	学校施設整備計画	P. 27

IV 参考資料

資料1	曾於市学校規模適正化計画の策定経過	P. 28
資料2	曾於市学校規模適正化検討委員会委員名簿	P. 29
資料3	曾於市学校規模適正化推進体制	P. 30
資料4	市内小中学校の学校間距離	P. 31

I 序論

第1 はじめに

全国的に少子化が続く中であって、曾於市においても、児童生徒の著しい減少に伴い、小規模校、過小規模校が増加し、20人に満たない小規模学級や複式学級が発生するなど小中学校の小規模化が進行しており、これからもますますその傾向は進むものと思われま

す。このような学校・学級の小規模化は、児童生徒に係る教育環境、教育効果や学校運営など様々な面において大きな影響を及ぼすことは明らかであり、義務教育の公平性を確保するうえでも、学校の再編・統合・適正配置（以下「学校規模適正化」という。）を進めることが重要な課題となっています。

学校施設については、これまで木造校舎を不燃化する改築や児童生徒の急増に伴う増築などの整備を進めてきた結果、ほとんどの校舎等が鉄筋コンクリート造となっていますが、一方で老朽化も進んできています。

これら学校施設の老朽化に伴い、改築、改修時期が集中的に訪れる可能性があるとともに、昭和56年6月に施行された新耐震基準を満たしていない学校施設の耐震化といった喫緊の問題があり、財政的にも大きな負担となることが予想されます。さらに、建設年次が古い校舎では、多目的スペースなど授業形態の変化に対応した教室配置がなされていないなど、施設機能の面においても学校間の格差が生じている状況にあります。

一方、学校の維持管理費は、小規模校ほど児童生徒一人当たりにより要する経費が増加していることから、効率的な学校運営についても当然に配慮せざるを得ない状況にあります。

このようなことから、曾於市教育委員会では、平成21年8月に保護者の代表や学識経験者等10名からなる「曾於市立学校規模適正化検討委員会」を設置し、現状を踏まえた望ましい学校規模適正化について検討し、基本的な方針を作成することとしました。

永い間、地域の学校として親しまれてきた学校の再編は、単に経費の縮減や数合わせの論議ではなく、あくまでも本市の将来を担う子どもたちにとって、より良い教育条件を整備し、最適な教育環境をつくるものであり、現状と将来に向けた様々な教育課題の解決に向けた環境整備を行うための手段であり、目的と考えます。

本市教育委員会は、曾於市学校規模適正化計画を作成するに当たり、曾於市の長期的な教育目標である「覇気に満ち、常に夢実現にチャレンジする児童・生徒の育成」を基本に据え、平成21年度に策定した曾於市教育基本計画の実現を図るため、再編を進めるものであります。

第2 学校規模適正化計画策定の背景及び理由

1 小中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

曾於市では、急激に人口の減少、高齢化が進む中、全国的な少子化の傾向と同様に、市内の児童生徒数も年々減少を続け、学校の小規模化が深刻化している状況にあります。

平成17年7月1日の曾於市施行以降、児童生徒数の推移を見ると次表に示すとおりですが、合併後10年となる平成27年度には、平成17年度と比較して児童数は63%に、生徒数は約67%にまで減少する見込みで、ますます少子化が加速していくものと思われます。

また、現在から10年前の平成11年度と比較すると、平成27年度は児童生徒数ともほぼ半減になっています。

児童生徒数の推移(曾於市合併後、H22以降は予測)

(単位：人)

学校名	H11年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
末吉小学校	719	660	649	648	609	602	587	564	553	539	533	500
櫛小学校	116	85	73	66	54	50	43	45	42	42	38	36
高岡小学校	37	13	18	18	23	17	14	13	8	9	8	9
岩北小学校	56	43	46	40	37	36	25	21	16	16	16	16
岩南小学校	33	32	35	30	30	31	26	23	21	22	23	21
諏訪小学校	122	104	103	103	98	89	85	82	77	74	68	68
光神小学校	47	32	27	22	17	15	13	14	17	19	16	18
深川小学校	61	63	63	61	58	61	64	53	51	45	46	44
柳迫小学校	118	63	62	54	46	48	41	38	37	37	37	37
菅牟田小学校	17	12	8	7	7	7	7	8	7	7	5	4
岩川小学校	458	376	355	345	328	309	296	293	272	274	255	241
笠木小学校	80	67	63	61	56	55	47	40	34	33	31	23
大隅北小学校	119	69	77	72	64	51	51	50	44	40	38	41
恒吉小学校	57	31	25	22	20	16	20	18	20	23	24	24
大隅南小学校	67	36	28	24	19	21	22	16	18	17	14	12
月野小学校	134	96	90	86	74	77	64	64	57	48	49	39
財部小学校	508	437	433	426	405	376	357	330	314	298	290	283
財部北小学校	71	43	43	32	24	22	23	24	22	20	22	22
財部南小学校	68	55	52	51	46	41	32	29	30	25	27	25
中谷小学校	21	15	18	13	14	14	10	8	9	11	9	8
合計	2,909	2,332	2,268	2,181	2,029	1,938	1,827	1,733	1,649	1,599	1,549	1,471
比率(%)	125	100	97	94	87	83	78	74	71	69	66	63
学校名	H11年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
末吉中学校	729	531	498	501	509	497	497	485	477	452	410	407
南之郷中学校	110	64	55	54	43	41	38	35	29	25	22	21
大隅中学校	557	408	396	361	366	336	334	270	275	246	271	261
財部中学校	309	237	217	216	212	223	210	219	210	205	179	165
財部北中学校	39	34	32	34	27	23	15	12	14	13	10	8
財部南中学校	54	33	34	38	31	20	25	25	23	17	16	18
合計	1,798	1,307	1,232	1,204	1,188	1,140	1,119	1,046	1,028	958	908	880
比率(%)	138	100	94	92	91	87	86	80	79	73	69	67

注 H11の大隅中は、旧岩川中学校、月野中学校、恒吉中学校及び大隅北中学校の合計です。

(2) 規模別学校数及び学級数の状況

旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり(昭和59年)」で分類される学級規模に曾於市の学校を当てはめると、平成21年度では次表のようになります。

平成24年度は、さらに児童生徒数が減少し、小学校では、学級数の減少する学校や複式学級が増加し、各地域の中心校である財部小学校、末吉小学校、岩川小学校と諏訪小学校を除く16校が過小規模校となり、複式学級を有することになります。

平成27年度には、過小規模校16校のうち9校が3学級、2校が2学級となり、また、諏訪小学校に加え、大隅地域の中心校岩川小学校が新たに小規模校になります。財部小学校、末吉小学校は、それぞれ適正規模校、大規模校のままの見込みです。

また、中学校でも、3中学校(南之郷、財部北、財部南)において、その生徒数の減少が顕著になっており、財部北中学校は平成22年度に、財部南中学校は平成24年度に1・2年の複式学級が発生し、過小規模校へと移行する見込みです。

平成21年度規模別学校数及び学級数の状況

小 学 校			中 学 校		
学級数	学校規模及び学校数	学校名及び学級数	学級数	学校規模及び学校数	学校名及び学級数
1～5	過小規模(11校)	高岡小学校(3)、岩北小学校(5)、岩南小学校(3)、光神小学校(2)、柳迫小学校(5)、菅牟田小学校(3)、恒吉小学校(3)、大隅南小学校(3)、財部北小学校(3)、財部南小学校(4)、中谷小学校(3)	1～2	過小規模	
6～11	小規模(6校)	櫛小学校(6)、諏訪小学校(6)、深川小学校(6)、笠木小学校(6)、大隅北小学校(6)、月野小学校(6)	3～11	小規模(5校)	南之郷中学校(3)、財部北中学校(3)、財部南中学校(3)、大隅中学校(10)、財部中学校(7)
12～18	適正規模(2校)	岩川小学校(12)、財部小学校(13)	12～18	適正規模(1校)	末吉中学校(14)
19～30	大規模(1校)	末吉小学校(21)	19～30	大規模	
31以上	過大規模		31以上	過大規模	

注 学級数は、平成21年度の学級編制協議(通常学級数)に基づく。

(3) 通学に係る基準

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和33年政令第189号)第4条第1項第2号に「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。」と規定してあります。

曾於市において、小学生についてはおおむねこの法令の基準内であり、中学生については基本的に次の基準となっています。

通学手段	通 学 距 離 等
徒 歩	通学距離が片道3km未満
自 転 車	通学距離が片道3km以上7km未満(部活の生徒は学校長の認めた距離)
大隅中学校通学バス	通学距離が片道7km以上
末吉中学校通学バス	光神小学校区からの通学者で乗車を希望する生徒(現在7km以上の生徒が利用)
その他公共交通機関	岩北、岩南小学校区からの通学者で路線バスを利用するため定期乗車券を購入した生徒に対し補助金を交付(5km以上)

(4) 中学校における教科担任の配置状況

中学校では、教科担任制であることから、各教科複数の教員配置が可能な学級数が一つの目安と考えられます。特に、同一学年で同一教科は、一人の教員が担当することが望ましいと考えられます。

次表に示すとおり、末吉中学校・大隅中学校では、すべての教科において、免許教科担任が在籍しています。

しかし、それ以外の学校においては、免許教科外教科担任が財部中学校で2名、南之郷中学校で4名、財部北中学校で2名、財部南中学校で1名が配置され、臨時免許教科担任が財部南中学校で1名配置されている状況にあります。また、財部中学校を除く3校の美術は、1名の非常勤講師が兼務しており、教員の適正配置にも困難を来たしています。

教科担任の配置状況

学校名	学級数	区分	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技術	家庭	英語	特別支援	合計
末吉中学校	普通	教諭	3	4	4	3	2	1	3	1	1	4		26
	14	免外											1	1
	特別支援	臨免												0
	1	非常勤												0
南之郷中学校	普通	教諭	1	1	2	1			1			1		7
	3	免外					1			1	1		1	4
	特別支援	臨免												0
	1	非常勤						1						1
大隅中学校	普通	教諭	3	2	3	2	1	1	3	1	1	3	1	21
	10	免外												0
	特別支援	臨免												0
	1	非常勤												0
財部中学校	普通	教諭	2	2	2	2	1	1	1			3		14
	7	免外								1	1			2
	特別支援	臨免												0
		非常勤												0
財部北中学校	普通	教諭	1	1	1	1	1		1			1		7
	3	免外								1	1			2
	特別支援	臨免												0
	0	非常勤						1						1
財部南中学校	普通	教諭		1	1	1	1		1		1	1		7
	3	免外								1				1
	特別支援	臨免	1											1
	0	非常勤							1					1

2 学校施設の状況

(1) 小中学校施設の現状

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、学校内での安全確保を図り、また、災害時の住民の避難場所にも指定されているため、整備に向けて緊急な取り組みが求められています。

市内の小中学校は、改築・改修の済んだ月野小学校、笠木小学校、中谷小学校、末吉中学校及び大隅中学校を除き、老朽化が進み、校舎、屋内運動場の多くが順次建替えの時期を迎えるのと同時に、耐震補強工事等の必要性も指摘されております。

特に、新耐震基準施行以前（昭和56年）に建築された建物が51棟になることから、耐震診断（2次診断）を実施し、文部科学省の示す「学校施設耐震化推進指針」をもとに、耐震化推進計画を策定する必要があります。

なお、財部小学校については、平成20年度に耐力度調査を済ませ、平成21年度及び平成22年度に危険改築事業を実施します。

(2) 再編対象（第1次計画）に係る学校施設の状況

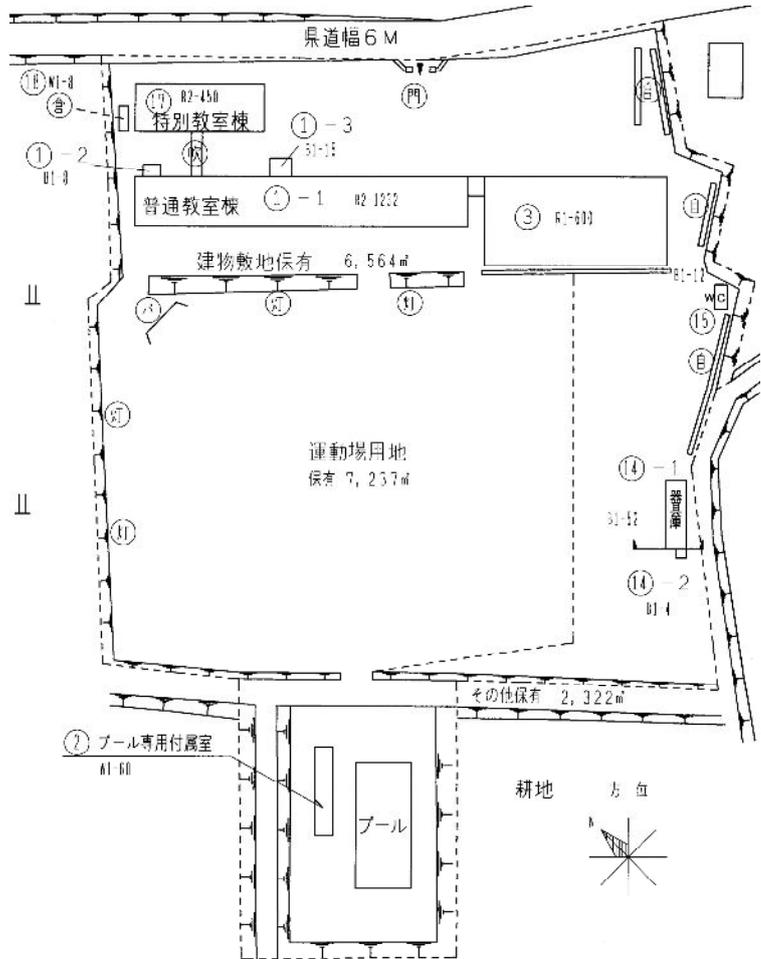
ア 南之郷中学校

南之郷中学校は、昭和22年に末吉第二中学校として開校し、同年に末吉町立南之郷中学校と改称され、同年に黒仁田教場（後に同校分校と改称、昭和43年廃校）が設置されました。

昭和46年の名目統合により末吉町立末吉中学校南之郷教場と改称されましたが、昭和49年末吉町議会で南之郷中学校として存続することが決定され、同年南之郷中学校として改称されました。

なお、昭和48年、旧深川中学校、諏訪中学校、岩崎中学校が末吉中学校（第1回卒業生数346人）に統合され、現在に至っています。

昭和58年建築の屋内運動場、平成元年建築の特別教室棟は新耐震設計であり、生徒たちが多くの時間を生活する普通教室棟（平成21年度耐震診断）は旧耐震設計の昭和54年建築となっています。



棟別面積表

棟番号	棟番	建物区分	構造区分	建物名	建築年月	耐用年数	経過	残存年数	保有面積	事業区分
1	1	校舎	R	普通教室棟	S.54.8	60	30	30	1,232	国庫
1	2	校舎	S	購買室	H.1.3	40	20	20	8	単独
1	3	校舎	S	配膳室	H.1.10	40	20	20	15	〃
2		校舎	W	プール付属室	H.11.8	24	10	14	60	国庫
3		屋体	R	屋内運動場	S.58.3	60	26	34	600	〃
14	1	校舎	S	開放事業倉庫	S.59.3	40	25	15	52	単独
14	2	校舎	S	開放事業倉庫	H.1.3	40	20	20	4	〃
15		校舎	S	開放事業便所	S.59.3	40	25	15	12	単独
17		校舎	R	特別教室棟	H.1.3	60	20	40	450	国庫
18		校舎	W	倉庫	H.1.3	24	20	4	8	単独

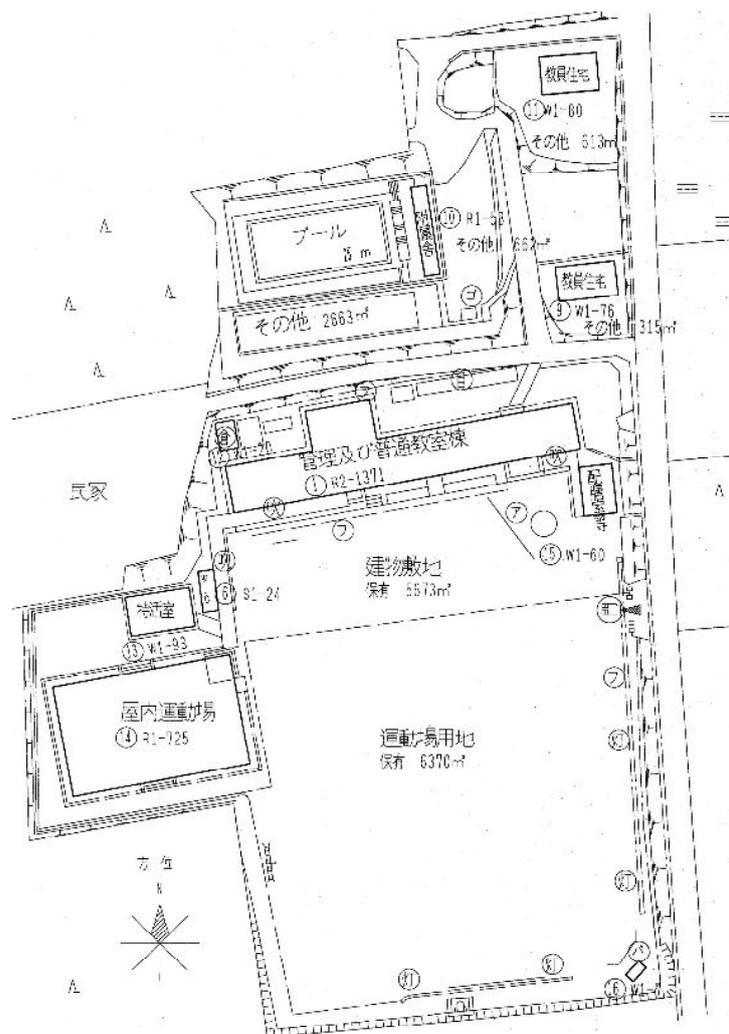
※ 平成12年度以前と、平成13年度以降に取得した建物では処分制限期間が異なります。

イ 財部北中学校

財部北中学校は、昭和22年財部町立北小学校校舎を借りて開校し、昭和24年現在の地に校舎が完成しました。

曾於市となって、名称が財部町立北中学校から曾於市立財部北中学校へ改称されました。

屋内運動場は平成6年に、特別教室棟は平成5年に建築され、新耐震設計ですが、生徒たちが多くの時間を生活する管理及び普通教室棟は、昭和55年建築の旧耐震設計となっています。



配置図

棟別面積表

棟番号	棟番	建物区分	構造区分	建物名	建築年月	耐用年数	経過年数	残存年数	保有面積	事業区分
										事業区分
1		校舎	R	管理及び普通教室棟	S.55.3	60	29	31	1,371	国庫
6		校舎	S	便所・倉庫	S.56.3	40	28	12	24	単独
10		校舎	R	プール付属室	S.61.8	60	23	37	53	国庫
12		校舎	W	倉庫	H.1.7	24	20	4	20	単独
13		校舎	W	特活室	H.5.12	24	16	8	93	国庫
14		屋体	R	屋内運動場	H.6.3	60	15	45	725	国庫
15		校舎	W	配膳・倉庫・特活室	H.10.11	24	11	13	60	国庫
16		校舎	W	倉庫	H.14.7	22	7	15	7	単独

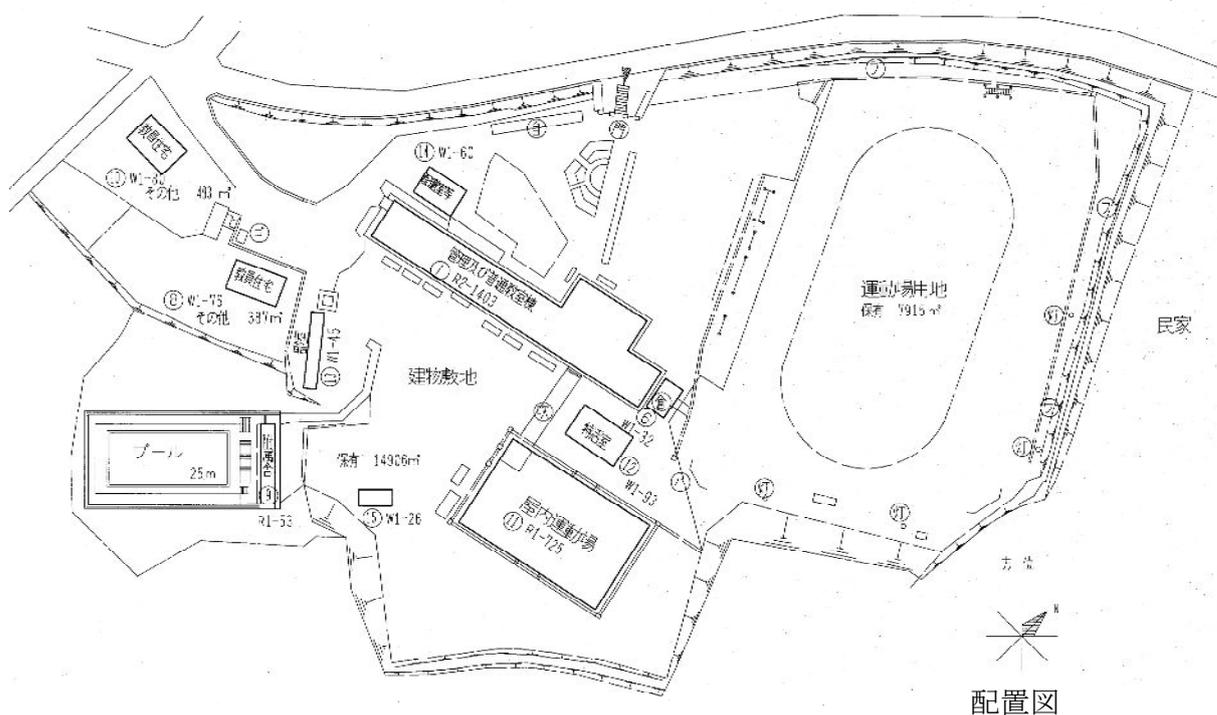
※ 平成12年度以前と、平成13年度以降に取得した建物では処分制限期間が異なります。

ウ 財部南中学校

財部南中学校は、昭和22年に財部中学校南分校として財部町立南小学校校舎を借りて授業を開始しました。昭和23年に同町立南中学校として設立され、昭和24年に校舎が完成しました。

曾於市となって、名称が財部町立南中学校から曾於市立財部南中学校へ改称されました。

屋内運動場は平成7年に、特別教室棟は平成8年に建築され、新耐震設計ですが、生徒たちが多くの時間を生活する管理及び普通教室棟は昭和56年建築の旧耐震設計となっています。



棟別面積表

棟番号	棟番	建物区分	構造区分	建物名	建築年月	耐用	経過	残存	保有面積	事業区分
						年数				
1		校舎	R	管理及び普通教室棟	S.56.3	60	28	32	1,403	国庫
6		校舎	W	倉庫	S.48.11	24	36	△ 12	32	単独
9		校舎	R	プール付属室	S.62.8	60	22	38	53	国庫
11		屋体	R	屋内運動場	H.7.3	60	14	46	725	国庫
12		校舎	W	特活室	H.8.11	24	13	11	93	国庫
13		部室	W	部室棟	H.9.11	24	12	12	45	単独
14		校舎	W	配膳・特活室	H.11.2	24	10	14	60	国庫
15		校舎	W	倉庫	H.16.11	22	5	17	26	単独

※ 平成12年度以前と、平成13年度以降に取得した建物では処分制限期間が異なります。

第3 学校規模適正化計画策定の理由

1 児童生徒数の大幅な減少

児童生徒数が減少する中で、平成27年度には、小学校20校のうち過小規模校が16校に、小規模校が2校になり、また、中学校6校のうち過小規模校が2校に、小規模校が3校になる見込みであり、ますます複式学級が増える傾向にあります。

さらに、1学級20人未満といった少人数化により、学級、体育、学校行事、クラブ活動などが変則的になり、学校教育及び学校経営に支障を来すことが憂慮されています。

このような状況において、学校現場では、その規模にあった学校経営を実践しているものの、小規模校が抱える様々な問題点が指摘されています。

このことから、教育力向上のため、学校規模適正化を考えた学校の再編統合は、喫緊な課題となっています。

2 学校施設の耐震化

市では、旧耐震基準（昭和56年以前）で建設された51棟について平成18年度に耐震化優先度調査を実施したところですが、このうち改築のために耐力度調査を実施した財部小管理教室棟及び普通教室棟の2棟を除き、平成20年度24棟、平成21年度25棟について耐震診断を実施したところです。

平成20年度（平成21年度は未終了）の耐震診断の結果、24棟のうち財部中学校の管理教室棟及び普通教室棟の2棟がIs0.3未満で不適合改築が必要と判断され、檜小学校普通教室棟3棟、諏訪小学校管理特別教室棟1棟・管理教室棟1棟、岩北小学校管理教室棟2棟、恒吉小学校屋内運動場1棟・特別教室棟1棟、大隅南小学校管理教室棟1棟、大隅北小学校特別教室棟1棟、財部中学校便所棟2棟・配膳室及び特別教室棟1棟、屋内運動場1棟の計16棟がIs0.3～0.7で地震補強が必要と判断されました。

これらについては、安全で快適な環境の下で教育を実践できるよう早急に耐震補強設計業務を委託し、順次耐震化を進める必要があります。ただ、耐震化や建替えの工事には多額の費用が必要であり、小中学校の現状及び将来を見通したうえで学校規模適正化に対し十分な検討を要するものとなっているため、学校施設の在り方について早急に判断する必要があります。

II 基本計画

第1 学校規模適正化の基本的な考え方

1 小規模校と大規模校の特性

一般に、小規模校では、子どもの実態を十分考慮したきめ細やかな指導が可能であり、親近感あふれる学校経営を進めやすく、全校一体となった活動がしやすいという利点があります。反面、多くの友達の多様なものの見方、考え方を学んだりする機会が少なくなり、特に1学年1学級の単学級になると、クラス替えがないため、子ども同士の関わりが固定化するおそれがあり、成績・人間関係などが序列化・固定化しやすくなります。また、多様なグループ分けが困難であり、学校行事や部活動などの教育活動に制限が出る可能性があります。

一方、大規模校では、多くの友達や教職員と出会い交流することにより、人間関係を広げることができ、専門性の高い教員から指導を受けることで教育活動に活気が出るとともに、様々な人との関わりの中で切磋琢磨することで、社会性が育ちやすいという利点があります。反面、一人当たりの活躍の場や機会が少なくなったり、団体としてまとまるのが難しく、体育館や特別教室などの利用に制限を受け、校外学習の活動内容や安全面などで様々な支障が生じる可能性があります。

2 適正な学校規模

学校の規模は、そこで展開される教育活動や児童生徒の学校生活を左右する重要な条件の一つであり、また、これからの学校教育には、児童生徒が様々な人間関係を体験することにより、豊かな人間性や社会性、思いやりのある心を育てていく役割が強く期待されています。

小規模校、大規模校それぞれによさと課題があり、一方からの視点のみで結論付けることはできませんが、子どもたちが一体感のある充実した集団活動を展開し、豊かな学校生活を送るために、様々な観点からより望ましい学校規模を検討していくことが必要です。

このことから、子どもたちにとってより良い学校教育の充実を目指して、教育環境・学校経営・地域との関係の観点、また、国の基準や他都市の例などを参考とし、適正規模を次のとおりとしています。

学級数による学校規模の分類

国の基準	学校規模	過小規模	小規模	適正規模	統合の場合の適正規模	大規模	過大規模
	学級数		1～5	6～11	12～18	19～24	25～30

(昭和59年 文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」資料より)

(1) 小学校の適正規模

子どもたちがそれぞれの個性を磨くとともに、社会性を身につけていくためには、学校生活の中で多様な個性と出会うことが大切であり、子どもの自己形成に必要な集団活動を十分に行うことができる学校規模にあることが望まれます。

小学校では、通常6年間で複数回のクラス替えを経験するのが一般的です。多様な個

性と出会うことができるよう効果的なクラス替えを行うためには、1学年で3～4学級程度の学校規模が望まれます。

また、指導体制に関しては、小規模校の場合、教員数が少ないことから、登下校時や緊急時の安全指導、安全確保の体制づくりに際して支障が生じる可能性があること、子どもたちの主体性を育てるクラブ活動、委員会活動の数や活動内容に制約が生じたり、宿泊学習や体験学習などが本来行うべき学年で実施できない場合もあります。

一方で、大規模校では、体育館など学校施設面の制約によりカリキュラムの設定や学校行事の運営に関しても難しくなることが懸念されます。

したがって、より充実した教育活動を行っていくためには、同学年の教員が連携して指導方法の面で協力したり、指導方法のアイデアを出し合うなど、切磋琢磨してよい刺激を与え合うことができ、カリキュラムの設定や、学校行事に大きな課題が生じないと考えられる1学年3～4学級程度の規模が望まれます。

以上のことから、18学級から24学級（1学年3～4学級）が小学校の適正な規模であり、少なくとも各学年において複数学級を確保できる12学級（1学年2学級）以上の規模が必要と考えます。

(2) 中学校の適正規模

中学校では、教科担任制であり、各教科に専門の教員を確保することが必要となります。授業時数の多い主要5教科については、複数の教員の配置が望ましく、選択教科の充実や生徒指導への対応のためにも、一定の教員数が必要となります。また、本市では全校の学級数が12学級以上あることが望ましいと考えます。

指導体制に関して、小規模校では、教員が子どもたちに密接な指導を行うことができるといったよさがありますが、一方で、教員数が少ないことから一人の教員が複数の教科を担当することになる場合があります。また、9教科のうち指導時数の多い国語、社会、数学、理科、英語（以下「5教科」といいます。）について、1人の教員が複数の学年を受け持つ場合もあり、指導する教員にとって教務の増加となることが懸念され、子どもたちに対する指導が行き届かなくなることもあります。

反面、大規模校においては、教科によって一つの学年を2人以上の教員が受け持つこととなり、学年を通じた情報交換や授業の進度の調整など、指導内容についての教員間の連携や協力が欠かせず、規模が大きいことにより、科目ごとの特別教室などの施設利用や学校行事の運営などにおいて、より一層細かな対応が求められます。

また、中学校における部活動は、子どもたちの人格形成や生徒指導に大きな影響を及ぼすと考えられるので、充実した学校生活を送ることができるように、子どもたちの興味・関心に応じた選択肢を用意することのできる体制が望ましく、多様な部活動を成り立たせるためにも、十分な生徒数とともに、指導する教員の配置が可能となる学校規模が望ましいといえます。

したがって、中学校では学年単位で活動することが多いため、子どもたちの教育効果や教員との関係、部活動の運営などを考慮すると、学年の運営・指導上、5教科の教員がそれぞれ一つの学年を受け持つことができる教員数の配置が可能である規模が望まれます。

以上のことから、12学級から18学級（1学年4～6学級）が中学校の適正な規模であり、少なくとも各学年において複数学級を確保できる6学級（1学年2学級）以上の規模が必要と考えます。

3 学級編制の基準と複式学級の解消

学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務教育標準法）第3条で規定されている1学級の児童生徒数を基準として、都道府県教育委員会が定めることになっています。鹿児島県は、下表のとおりとなっています。

具体的には、1学級の児童生徒数の標準を40人として各学年の学級数が決まり、学級数に応じて教職員の総数が決まる仕組みになっています。

また、複式学級（数学年の児童生徒が1学級で編成される）の編制基準は、小学校16人（第1学年の児童を含む学級は8人）、中学校8人となっています。

中学校については、教科担任制をとっており、各教科に専門の教員を確保することが必要となります。しかし、複式学級が発生すると教員の人数減につながるため、専門の教員を確保できず、免許外教科を担当する教員がでてきます。カリキュラムを効果的に実践するためには複式学級を解消する必要があります。

標準学級の編制基準			1クラスの児童生徒数
同学年の児童で編制する学級			40人
2の学年で編制する学級	小学校	引き続き2の学年の児童で編制する学級 （1年生を含む2の学年で編制する学級）	16人 （8人）
		引き続きかない2の学年の児童で編制する学級 （1年生を含む2の学年で編制する学級）	2の学年とも8人 （2の学年とも4人）
	中学校	引き続き2の学年の生徒で編制する学級	8人
		引き続きかない2の学年の生徒で編制する学級	（2の学年とも4人）
特別支援学級（以前は特殊学級）			8人

4 教員の適正配置

適正規模の学校では、教科ごとに免許を持つ教員の配置が可能（絶対数の確保が容易）となります。中学校では、全教科をそれぞれの教科担任でまかなうには、5学級（1学校の教員数が9人）以上の規模が必要です。

平成20年度における鹿児島県の教員配置基準は、下表のとおりとなっています。

平成20年度鹿児島県公立小中学校教員配置基準

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
小学校(人)	1	2	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	15	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
中学校(人)	3	5	7	8	9	10	12	14	15	17	18	19	20	22	23	25	27	29	31	32	34	35	37	38	39	40	42	43	45	46

注1 小中学校の欄は、それぞれの学級数に応じて配置される教員数です。

2 学級数には、特別支援学級を含みます。ただし、学級数が合計14～20学級の小学校では、通常学級で算定し、特別支援学級と同数を加算します。

3 教員とは、教頭、教諭、助教諭をいいます。

4 児童・生徒数の極めて少ない学校の職員数は、この表はかかわらず別途検討して定めます。

5 学級数31以上については、本市で該当がないため、掲載を省略します。

5 教育予算の効率的運用

教育実践を効果的に行うためには、校舎設備及び教育備品などの充実を図り、快適で活発な学習活動ができる環境整備が必要となります。

また、耐震診断により、大規模改修(耐震)事業を要する学校施設がでてくることも考えられ、費用対効果を考えると、学校の適正規模への再編統合を視野に入れた総合的な学校整備計画を策定し、効率的な予算運用に努める必要があります。

言うまでもなく、学校予算は、最小の経費で最大の教育効果をあげるように執行されなければなりません。

第2 基本計画の概要

1 計画の目的

この計画は、市立学校の小規模化によって発生する諸問題の解消に努め、より良い教育環境を提供することで、多くの子どもが楽しく学校に通い、社会性や協調性を養い、向上心、創造力を培い、確かな学力を身に付け、知・徳・体の調和のとれた、心身ともにたくましく育つことのできる魅力ある学校環境をつくることを目的として策定します。

この計画は、市内小中学校の現状を踏まえ、学校の適正規模化及び適正配置を実施する上での基本的な考え方と留意点をまとめたものです。

子どもたちの教育環境を充実するために策定する適正化計画の基本となりますが、今後の社会情勢や教育制度の変化等によっては必要に応じ見直しを行っていきます。

2 計画の構成、期間及び内容

(1) 計画の構成

この計画は、「基本計画」と「実施計画」により構成されます。

「基本計画」では、曾於市の将来を担う子どもたちにとって望ましい学校教育環境を実現するために、学校規模や通学距離などについての検討をすすめ、具体的な学校再編統合案として示すとともに、望ましい学級規模や通学手段のあり方についても将来に向け実施すべき施策としています。

また、「実施計画」は、「基本計画」で示された新しい学校区を実現するため、それぞれの学校区の特性を踏まえながら、学校施設の建設計画や通学バス運行計画といった具体的な施策や事業について、目標年次も視野に入れながら策定することとします。

(2) 計画の期間

計画期間を第1次計画期間と第2次計画期間に区分します。

ア 第1次計画期間は、末吉地域、財部地域の中学校を対象とし、期間を平成22年度から平成23年度までの2か年とします。

具体的なスケジュールは、別に掲載します。

イ 第2次計画期間は、市内全域の小学校を対象とし、具体的な期間については、平成25年度からとし、第1次計画の進捗状況により決定します。

(3) 計画の内容

ア 第1次計画

第1次計画は、次の内容で学校適正化を進めます。

- ① 末吉地域、財部地域の中学校をそれぞれ1校に再編します。
- ② 統合校の位置は、末吉地域にあつては末吉中学校、財部地域にあつては財部中学校とします。
- ③ 再編の形態は、末吉地域にあつては末吉中学校、財部地域にあつては財部中学校に吸収統合とします。
- ④ 財部地域の統合校を置くことになる財部中学校の施設整備を実施します。
- ⑤ 統合の時期は、平成24年4月1日とします。

イ 第2次計画

第1次計画の進捗状況を把握・精査し、第2次計画において具体的に示します。

第3 基本計画の基本方針

学校再編統合は、学区再編や学校に係る既存の枠組みを大きく変えることから、教育課題のほか地域から学校がなくなることによる地域活力の低下の懸念など、解決を要する多くの課題が生ずることが予想されます。

今後、各地域における懇談会などを通じ、様々な課題が浮き彫りになりますが、現時点における基本的な課題事項と対応策を次のとおりとします。

1 学校施設の整備

(1) 学校施設の整備方針（国の補助基準を含む。）

統合対象地域の財部地域は、その地域で最大生徒数の財部中学校を統合中学校として整備を図ります。

(2) 学校建築の整備計画

平成21年に結果の出た耐震診断を基に、財部中学校の不適合（地震）改築等を実施します。平成22年度に実施設計、平成23年度～平成25年度に改築等を計画します。

これにより、旧3町の中心校である末吉中学校、大隅中学校、財部中学校は、新耐震基準の校舎になります。

2 学校設備・備品の整備

(1) 学校設備・備品の整備方針（国の補助基準を含む。）

学校設備については、これからの学習環境に必要なパソコン等はすでに整備されており、それに伴うインターネット回線の高速化（ADSL）が課題でしたが、統合によりそれは解決します。さらには、将来的に必然となってくるインターネット回線の光回線化に努力を注がなければなりません。また、指導要領の改訂により、武道が平成24年度から必修化されることに伴って、必要な施設整備や備品の購入を計画的に進める必要があります。また、国庫補助を活用し、耐震性の不足する継続使用施設の改修を進める必要があります。

(2) 学校設備・備品の整備計画

不足する設備や備品については、国庫補助等を有効に活用して購入を検討します。また、備品については、学校が統合されることにより、学校規模により分配していた備品購入費(市費)の割合が上がり、より効果的な備品及び図書を購入が可能になります。また、現存する備品についても集約を図ることによって、活用されない備品が出ることを防止し、備品台数が増加することにより、満足のいく実験等が可能となります。

3 児童生徒の遠距離通学への対応

再編を進めることにより、必然的に現在より通学範囲が広くなり、通学距離も遠く(長く)ならざるを得ないところであり、また、新たな通学路の指定が必要になると考えられます。

したがって、通学範囲の拡大や通学路の見直しは、遠距離通学による児童生徒及び保護者の負担を軽減し、安全な通学手段を確保することが不可欠と考えられるため、通学に係る考え方の基準を定めるものです。

中学生にあつては、末吉中学校が「通学距離が2 km以上7 km未満は自転車通学、7 km以上は通学バス(光神小学校のみ)」、財部中学校が「通学距離が2 km以上は自転車通学」、大隅中学校が「通学距離が3 km以上7 km未満は自転車通学、7 km以上は通学バス」と通学方法の基準を定めており、今回の再編(第1次計画)に当たっては、この基準が一つの目安になると思われま

す。しかしながら、急激な児童生徒数の減少、道路交通状況、不審者対策などを考えた場合、見直しの時期にあることも事実であり、財源的なものも考慮に入れながら全般的な見直し又は弾力化を図っていく必要があります。

(1) 遠距離通学の問題点

ア 児童生徒の精神的・身体的負担

通学距離が長い場合は短い場合に比べて、児童生徒がよりストレスを感じる事が考えられ、また、体力を消費します。

イ 保護者の経済的負担

通学用の自転車を購入したり、公共交通機関を使用する場合、保護者にとって経済的負担が大きくなります。

ウ 時間的な制約

通学時間が長い場合、帰りが遅くなるなど、部活や学習時間など時間的な制約を受ける場合があります。

エ 保護者の不安

通学距離が長く、所要時間が掛かる場合、事故や事件への不安が高まります。

(2) 通学手段の検討、確立

ア 通学手段の区分の検討

通学手段の区分については、ただ単に距離によってのみ判断するのではなく、「通学距離・時間」、「通学路の状態・安全性」、「地域性」、「地勢」等の総合的な検討が必要となります。

併せて、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮することが必要と思われることから、統合地区別協議会等で協議検討をしていただきます。このうち、教育委員会が運行主体となる通学バスの導入部分については、小中学校規模適正化推進本部会議（以下「本部会議」といいます。）を経て教育委員会で決定していきます。

イ 通学バスの導入

現在本市においては、末吉中学校（光神地域のみ）及び大隅中学校において通学バスを導入しており、前者が自主運行（運転委託）方式で、後者が委託運行方式で運行しています。

また、財部地域の小学校においては、財部小学校が3路線、財部北小学校、財部南小学校がそれぞれ1路線で委託運行方式により通学バスを導入しています。

再編後は、校区の立地条件や運行経路にもよりますが、通学バスの運行路線数が増加することが予想されます。

通学バスの運行に関しては、学年毎に異なる下校時間やクラブ活動・部活動、学校行事への対応や早朝登校の回避など柔軟な対応が求められているため、校区毎にバス停を決定するなど校区の実情に併せた運行経路や運行計画等を、統合地区別協議会等で地域の方々と協議しながら決定することが望まれます。

なお、財部地域の小学生に係る通学バスについては、現段階で市内他の地域との均衡という問題があります。

今後、小学校の再編や市全体を視野に入れた中で、運行の廃止やふれあいバス、おもいやりタクシーとの共同運行など早急に検討していく必要があります。

(3) 安全な通学路の確保

通学路の指定にあっては、現状確認を行い、通学方法と同じく総合的に判断し、児童生徒の安全性が確保できる通学路を選択する必要があります。

通学路の状態としては、歩車分離がなされ、歩道、自歩道が確保されているべきですが、整備されていない場合にあっては道路の管理者に対し要望し、早急に改善される必要があります。併せて、通学路灯、カーブミラー、防護柵や側溝の外蓋の設置についても必要な確認の上、関係機関との協議が必要となります。

また、ハード面の整備のほか、こども110番、スクールガード、地域安全パトロール等のボランティア組織を充実し、不審者対策が講じる必要があります。

(4) 自転車購入補助金及び遠距離通学補助金の継続

遠距離通学に伴う保護者の負担軽減を図るために、現在市内中学校で導入されている各種補助金を再編、見直しの上継続していきます。

ア 自転車購入補助金 通学距離が片道5キロメートル以上の生徒が、通学に使用するため新たに自転車を購入した場合、30千円を限度に補助します。

イ 交通機関利用補助金 通学距離が片道7キロメートル以上の生徒が公共交通機関を利用する場合、乗車券購入費のうちその一部又は全額を補助します。

ウ 自転車通学者ヘルメット購入補助金 中学校長が自転車通学を認めた生徒が通学に使用するためヘルメットを購入した場合、一人1回限り千円を補助します。

4 廃校施設及び跡地の活用

学校は、それぞれが永い歴史を有し、地域のシンボルとして地域住民から親しまれ、愛されていることを踏まえると、統合は、地域にも大きな影響を与えることになります。

このため、廃校となる学校施設については、地域住民の意見を尊重しながら、教育、福祉、防災等の観点から公共的施設として転用できないか、また、「公立学校施設の財産処分手続の更なる弾力化」を受けて無償で転用・貸与・譲渡等ができるのか、それとも閉鎖するのか、検討して参ります。

(1) 転用利用計画の策定に当たって

統合後の学校施設は、転用するに当たって財産処分しなければなりません。その場合、①教育効果の観点、②財政効果の観点、③跡地の利用問題、④地域住民の意見、⑤国庫支出金の残存価額、⑥耐用年数（半数を経過しているか）等を考慮して、明確でしっかりとした転用計画を策定していく必要があります。

転用計画を立案する場合大事なことは、一つには、これら施設の安全性を確保し、かつ、効率的な転用を可能にするために大規模改修や耐震改修等が必要になってくるということ。しかしながら、転用に係る経費は、必要最低限に抑え、統合校の整備へ優先的に経費を掛ける必要があります。

二つには、地域性、立地性や人口動態等地域の実像を考慮した上で、転用後に中長期的に高度で確実な利用が図られ、より高い効果が発揮される必要があるということ。地域から中学校が消えるというマイナス面をどうプラスに転じさせていけるのか、どういったソフト事業が考えられるのか、地域の意見を最大限に採り入れながら転用が図られる必要があります。

三つには、転用後の施設（ハード）の管理体制やソフト事業におけるスタッフ等人的問題をどうするのかということです。

(2) 転用の具体例及び施設の複合化の推進

ア 転用の具体例

- ① 他の学校施設
- ② 社会教育施設
 - ・ 公民館 ・ 青年，婦人の家 ・ 地域交流センター ・ 高齢者学習 ・ 交流施設
- ③ 社会体育施設
 - ・ 地域のレクリエーション施設（体育館，グラウンド） ・ 各種スポーツの合宿所
- ④ 社会福祉施設
 - ・ 保育所，子育て支援センター等の児童福祉施設 ・ デイサービスセンター，介護支援センター等の社会福祉施設
- ⑤ 防災施設
 - ・ 避難所 ・ 防災広場 ・ 備蓄倉庫の設置

イ 施設の複合化の推進

- ① 地域交流センターとしての整備
- ② 施設の複合化の推進
- ③ 介護保険制度の各事業との連携

5 教育環境の整備

(1) 覇気に満ち、常に夢実現にチャレンジする児童・生徒の育成

本市では覇気に満ち、常に夢実現にチャレンジする児童・生徒を育成する観点から、学校規模に応じた様々な取組がなされています。

市内には22の小規模・過小規模校があり、特色ある学校運営がなされています。しかし、小規模・過小規模校にはそれなりの良さがある反面、人間関係が固定化する、多様な意見に触れる機会が少なくなる等の問題も指摘されています。

そのため、適正規模の学校で学び、充実した集団活動の中で、お互いに切磋琢磨する機会を得ることが重要であるといえます。

ア 適正規模での学習指導の充実

(ア) 習熟度別学習指導やティーム・ティーチングによる学習指導など、豊富なバリエーションのある学習形態が工夫され、より確かな教育効果をあげることができます。

(イ) 体験活動や問題解決的学習で多様な考えが引き出されることにより、豊かな感性を育み、思考力・判断力・表現力等の育成が図ることができます。

(ウ) お互いが切磋琢磨することにより内発的な意欲が芽生え、自己実現へ向けて主体的に学習しようとする児童生徒が育成されます。

(エ) 体育科、音楽科、美術科、技術・家庭科などの教科では、多人数で取り組む喜びが体感でき、学習意欲も喚起されます。

イ 適正規模での生徒指導、進路指導の充実

(ア) 多人数の学びの場では、適切な意志決定や行動選択の能力を身に付け、自尊感情も育てることができます。

(イ) 生徒の主体的な生き方を相互に尊重することにより、個性を尊重し合い、相手のよさを認め伸ばすという、学級活動、自己啓発的体験活動の充実につながります。

(ウ) ふれあえる仲間が多くいることで、職場体験学習などキャリア教育の充実にもつながり、生徒一人一人の勤労観や職業観が確実に育ちます。

ウ 適正規模での部活動等の充実

様々な部活動のバリエーションも増え、個々人の体力や技術の向上はもとより、生徒一人一人の人格形成や社会性の育成が図れます。

(2) 児童生徒やPTAに係る各種交流事業の推進及び支援

現在、市内の小規模学校においては、創意工夫した交流の場が設けられています。これまで、小規模校単独では行えなかったクラスマッチを合同で開催したり、単独ではチーム編制が困難な野球、バレーボールなどの合同チームを編成して各種大会へ参加するなど、様々な工夫がなされています。

しかし、このような取組も、児童生徒数がさらに減少することを考えると改善の時期にきています。

このようなことから、今、適正規模の教育環境の整備が求められています。

ア 生徒に係る交流事業等について

財部地域の小規模校では、年々生徒数が減少しているため、小・中合同の体育祭等を実施しています。合同実施には、競技種目のバリエーションを増やし、取り組む姿

勢を一段と活性化させるという教育的なねらいがあります。

財部地域の小規模校では、曾於地区内の他の学校と合同の野球チームを編成して、県大会に出場するなど、適正規模の生徒と同じ環境を求めて部活動を行っています。

しかし、練習場所や練習時間の確保が難しいことや、教師や保護者等の協力の在り方などに、単独校とは異なる悩みがあります。

財部地域の小規模校では、音楽科や外国語活動において、中学校の教諭が小学校で教える兼務が行われています。これは小・中学校における教科指導の充実を図ること、学校間の連携・活性化を図ること等を目的に行われています。さらには、中1ギャップを解消するというねらいもあります。

本市では、中学3年生を対象に、学力アップをめざす「曾於市夢実現チャレンジ講座」を実施しています。地域の中学校と高等学校の教職員が、異なる規模の中学校の生徒に対して、学ぶ楽しさや学問への興味・関心をもたせる有意義な講座です。小規模校の生徒も適正規模校の生徒と学びあうことで、適正規模の学級の雰囲気体が感でき、学習意欲を喚起することにつながります。さらには、高1ギャップを解消するというねらいもあります。

イ P T Aに係る各種交流事業等について

小規模校では、生徒数やP戸数の減少のため、これまで学校独自で行っていた各種のP T A事業の運営が、資金面や事業のマンネリ化で実施困難になり、やめざるを得ない状況もあります。

その問題を解消するためには、学校間の強力な連携を深めていくことが最も必要になってきます。

例えば、教育講演会等を合同で実施することにより、これまで小規模校では招聘しにくかった講師も招聘できるようになります。

また、小規模校の保護者も適正規模校と同様触れ合いの場が確保でき、家庭教育や子育て等についての活発な情報交換ができるようになります。

(3) 教職員の適正配置への対応及び指導体制の充実

ア 教職員の適正配置への対応

中学校では授業時数に応じてそれぞれの教科ごとに教員が必要となりますが、小規模校においては授業時数に対応できるだけの教員の数が配置されない場合があります。その場合、非常勤講師が配置されますが、非常勤講師は勤務時間が教科指導に限られており、学級担任や部活動の指導ができないなどの問題があります。

イ 指導体制の充実

教育効果をあげるために必要なものは指導体制の充実です。

適正規模化を図ることにより、中学校で学級数が増えた場合は、専門教員が増員されます。教科担任が1人増えることとなります。その結果、校内における相互研修の機会が増え、教員の資質向上や指導力向上に大きく関わってきます。

また、教員は同じ学年や教科の中で一緒に教材を作ったり、指導方法を研究したりして、協力、連携した指導を行っています。しかし、小規模校には同じ学年や同じ教員が1人しかいない場合が多く、教材づくりで教員同士の協力や話し合いができない

ほか、緊急事態に対応した人員配置ができにくい場合があります。

(4) 効率的な教育行政の推進

生徒数が減少し学校が小規模化している地域では、子育て世帯の定住が進まないことが大きな課題となっています。適正化に取り組む地域が、将来にわたり適正な学校規模を維持できるよう、子育て世帯の定住につながる魅力ある学校づくりを行います。

また、学校の適正配置を進めることにより、施設の維持、管理費等について効率的・効果的な行財政運営を図ります。

次世代の教育像を視野に入れつつ、新しい教育理念と学校づくりについて引き続き調査研究していきます。

第4 学校再編（統合）に関する手続

1 庁内推進組織による取組

(1) 課内及び教育委員会内会議の開催

ア フィッシュボーンによる推進体制の確立

イ 適正化計画案素案の作成，説明会（保護者，学校，地区，市職員等）の計画，実施計画の実行

(2) 曾於市立小中学校規模適正化推進本部の設置

ア 適正化計画（基本計画，実施計画）の策定

イ 全庁的な学校規模の適正化の推進

(3) 庁議への発議及び職員説明会の開催

全職員へ計画の説明，周知による全庁的な取組の展開

2 教育委員の会議

(1) 適正化計画（案）の決定

(2) 適正化計画の決定

(3) 議会上程議案（学校の廃止等について）の審議

(4) 関係規則の一部改正に係る審議

3 曾於市学校規模適正化検討委員会への諮問

(1) 適正化計画案の諮問

(2) 小中学校の適正規模，適正配置及び通学区域等に係る調査検討並びに適正化計画案の答申

4 学校，地区における推進体制の整備

(1) 保護者及び学校への説明並びに意見集約

(2) 地域懇談（懇話）会の開催

(3) 中学校統合準備委員会，中学校統合地区別協議会の設置

(4) 曾於市教育活性化対策委員会での説明及び意見集約

5 市議会

- (1) 市議会全員協議会で適正化計画の説明
- (2) 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例（案）及び関係予算案等の審議，表決

6 パブリックコメントの活用

活性化計画素案に関しその素案の趣旨，内容その他必要な事項を公表し，広く市民から意見等を求め，寄せられた意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに，有益な意見等については活用するものです。

7 許認可，届出関係

(1) 学校廃止の届出

ア 根拠条文

- (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条
- (イ) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条…県教育委員会への届け出
- (ウ) 学校教育法施行規則第15条
- (エ) 学校教育法施行細則（昭和31年県教委規則第11号）第17条

イ 届け出

監督庁である鹿児島県教育委員会に廃止の時期の30日までに届出書（様式第27号）に必要書類を添えて届け出る必要があります。

ウ 必要書類

- (ア) 廃止の事由及び時期並びに児童，生徒の処置方法を記載した書類
- (イ) 施設及び職員の処置方法を記載した書類

(2) 財産処分の承認申請又は報告

ア 財産処分の手続と国庫補助金の返納について

国庫補助を受けて建設された建物等を学校以外に転用したり，売却する場合は，原則として，補助金相当額の納付などにより文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続が必要となります。（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条）

	手 続	処 理	国庫補助金（納付金）
財産 処分 制限 期間	財産処分承認申請 （文科省に申請）	文科省より承認 通知が来る。	原則，補助金金額又は処分する部分 の残存価格に対する補助金相当額を 国庫に納付
	財産処分報告 （文科省に申請）	文科省が受理し 承認とする。	納付金不要
制限 経過	財産処分報告 （県に報告）	県が処理し承認 完了報告を出す	納付金不要
他	交付決定事業	交付決定をもつ て承認となす。	納付金不要

イ 処分制限期間

財 産 名	構造規格等	処分制限期間
校 舎	鉄筋コンクリート造	60年
屋内運動場	ブロック造	45年
	鉄骨造	40年
	木造	24年
	木骨モルタル造	22年

(3) 財産処分手続の簡素化

次の事項については、文部省の承認に代えて報告とされるとともに、納付金が不要となっています。

※国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物等を

- ① 同一地方公共団体内での転用，他の地方公共団体への無償譲渡・無償貸与又は学校法人・社会福祉法人への無償貸与
- ② 国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てた上で，廃校施設を民間事業者等へ有償貸与・有償譲渡等

(4) 財産処分手続の更なる弾力化

以下の条件のいずれかを満たせば，国庫納付金を免除

- ① 国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を，
 - ・ 無償により転用・貸与・譲渡・取壊し（相手先を問わない） <報告で可>
 - ・ 国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てた上で，民間事業者等へ有償により貸与・譲渡
- ② 国庫補助事業完了後10年未満の建物等を，
 - ・ 耐震補強事業又は大規模改造事業（石綿及びPCB対策工事に限る。）を実施した建物を無償により転用・貸与・譲渡・取壊し（補助事業完了直後に取壊しを行うなど，著しく適正を欠くものについては，この限りでない。）
 - ・ 大規模改造事業（上記①を除く。）で，国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ず行う無償による転用・貸与・譲渡・取壊し（補助事業完了直後に取壊しを行うなど，著しく適正を欠くものについては，この限りでない。）
 - ・ 地域再生計画，市町村合併により，学校統合等を行う場合に，無償により転用・貸与等
 - ・ 幼稚園園舎の一部等を無償により転用・貸与・譲渡し，保育所又は認可外保育施設を設置し，認定こども園となるもの。 <報告で可>
 - ・ 災害等により取壊し等 <報告で可>

Ⅲ 実施計画（第1次）

第1 通学手段及び通学路の基準

1 通学手段の基準について

統合中学校が置かれる末吉中学校及び財部中学校では、それぞれ通学手段の基準を有しているところですが、統合により通学区域、通学路が変更となる南之郷中学校、財部北中学校及び財部南中学校の生徒に対応するための基準が必要になります。

本来、通学手段は、それぞれの学校において設けられていますが、通学バスの運行主体が教育委員会となるため、ここでは通学バスを運行する部分について定めるものです。

基本計画の基本方針と統合中学校が置かれる末吉中学校及び財部中学校の「通学に係る基準」に基づいて、統合中学校（大隅中学校を含めます。）に係る通学手段の基準を次のとおり定めます。

通 学 手 段 の 基 準

通学手段	学校	通学距離等	
		従来基準	新基準
徒 歩	大隅中	通学距離が片道3 km未満	
	末吉中・財部中	通学距離が片道2 km未満	
自 転 車	大隅中	通学距離が片道3 km以上7 km未満	
	末吉中	通学距離が片道2 km以上7 km未満	
	財部中	通学距離が片道2 km以上	通学距離が片道2 km以上7 km未満
通学バス	大隅中	通学距離が片道7 km以上	
	末吉中	通学距離が片道7 km以上(光神小学校区に限る。)	通学距離が片道7 km以上(光神小、檜小、高岡小学校区に限る。)
	財部中		通学距離が片道7 km以上(財部北小、財部南小学校区に限る。)

注 部活動による自転車通学については、掲載を省きます。

2 通学路の基準について

通学路については、中学校統合準備委員会及び中学校統合地区別協議会等で協議、検討のうえ、安全かつ合理的な経路を選択し、決定します。

3 通学バスの導入について

今回再編対象となる南之郷中学校、財部北中学校及び財部南中学校の場合、通学距離が原則7キロメートルを超える生徒の通学に対しては、委託運行方式による通学バスによって対応します。

4 通学バスの運行経路、バス停、時刻及び回数について

運行経路、バス停、時刻及び回数については、校区の実情に合わせるため統合地区別協議会等地域の方々と協議しながら、本部会議を経て教育委員会で決定していきます。

(1) 運行経路，バス停及び時刻（登校時のみ掲載）

ア 南之郷中学校方面

バス停	出発時刻	距離	所要時間
高岡ロドライブイン前	7:00		
高岡小学校前	7:07	2.0km	4分
専徳寺出張所前	7:17	4.5km	7分
南之郷中学校	7:22	1.0km	2分
富田バス停前	7:28	1.5km	3分
仮屋バス停前	7:33	1.0km	2分
坂元ロバス停	7:37	0.8km	2分
末吉中学校		5.5km	11分

イ 財部北中学校方面

バス停	出発時刻	距離	所要時間
赤坂バス停前	7:00		
吉ヶ谷公民館前	7:06	2.0km	3分
財部北地区公民館	7:14	4.0km	5分
財部北中学校	7:20	1.5km	3分
正部地区集会施設	7:26	2.0km	3分
財部中学校		7.3km	12分

ウ 財部南中学校方面

バス停	出発時刻	距離	所要時間
帯野公民館前	7:00		
中野バス停前	7:08	2.0km	5分
南方神社住宅前	7:13	1.0km	2分
財部南地区公民館前	7:18	1.0km	2分
第一機械産業資材置場	7:24	1.2km	3分
財部中学校		6.3km	11分

(2) 運行回数

現在の大隅中学校の運行回数に準じて運行したいと考えます。

1日の運行回数は、原則として次の3回としますが、土日、夏休み等の長期休業中の運行や冬季の運行回数については減便するなどして対応します。

ア 登校時

イ 下校時

ウ 部活動

第2 施設の転用利用計画

1 廃校施設に係る基本方針

廃校となる学校の施設の利用については、平成21年度に終了する耐震診断の結果により、使用可能な施設と耐震改修が必要な施設に、引き続き利用を検討する施設と基本的に閉鎖

を予定している施設に区分し、地域住民と十分に協議、検討することを基本とします。

また、学校耐震化促進計画や市の財政状況等に鑑み、以下の考え方にに基づき進めていくものとします。

2 廃止、利用（転用）実施計画

(1) 引き続き利用を検討する施設

引き続き利用を検討する施設は、次表のとおりですが、次のことを考慮していきます。

ア 屋内運動場及びナイター施設については、引き続き使用できる方向で地域や学校開放による利用団体と協議するものとします。

イ 学校施設の維持管理等については、地域との協働を柱に検討していくことを基本とします。

ウ 施設の耐震化については、活用方針に合わせて耐震化を図り、経費節減に努めるものとします。

学校名	施設名	建築年・面積・構造等
南之郷中学校	運動場	7,237㎡
	屋内運動場 No.3	建築年：S58年 面積：600㎡・RC造
	開放事業倉庫 No.14-1	建築年：S59年 面積：52㎡・鉄骨造
	開放事業倉庫 No.14-2	建築年：H元年 面積：4㎡・鉄骨造
	開放事業便所 No.15	建築年：S59年 面積：12㎡・鉄骨造
	特別教室棟 No.17	建築年：H元年 面積：450㎡・RC造
	倉庫 No.18	建築年：H元年 面積：8㎡・木造
財部北中学校	運動場	6,370㎡
	便所・倉庫 No.6	建築年：S56年 面積：24㎡・鉄骨造
	倉庫 No.12	建築年：H元年 面積：20㎡・木造
	特活室 No.13	建築年：H5年 面積：93㎡・木造
	屋内運動場 No.14	建築年：H6年 面積：725㎡・RC造
	倉庫 No.16	建築年：H14年 面積：7㎡・木造
財部南中学校	運動場	7,915㎡
	屋内運動場 No.11	建築年：H7年 面積：725㎡・RC造
	特活室 No.12	建築年：H8年 面積：93㎡・木造
	部室棟 No.13	建築年：H9年 面積：45㎡・木造
	倉庫 No.15	建築年：H16年 面積：26㎡・木造

(2) 基本的に閉鎖を予定している施設

基本的に閉鎖を予定している施設は、次表のとおりですが、次のことを考慮していきます。

ア 廃校となる学校の校舎については、ほとんどが昭和56年（新耐震基準）以前の建物であり、閉鎖することを基本とします。

イ 地域コミュニティとして有効活用等の要望がある場合は、地域住民と十分協議するものとし、また、社会福祉法人、民間事業者等からの希望がある場合は、転用・貸与・譲渡等を柔軟に検討します。

ウ プール及び同付属室については、安全性を重視し、廃校と同時に廃止するものとし、

学校名	施設名	面積・建築年・利用状況等
南之郷中学校	普通教室棟 No.1	建築年：S54年 面積：1,232㎡・RC造
財部北中学校	管理・普通教室棟 No.1	建築年：S55年 面積：1,371㎡・RC造
	配膳・倉庫・特活室 No.15	建築年：H10年 面積：60㎡・木造
財部南中学校	管理・普通教室棟 No.1	建築年：S56年 面積：1,403㎡・RC造
	配膳・倉庫・特活室 No.14	建築年：H11年 面積：60㎡・木造

第3 再編・統合前後の学級数及び生徒数の状況

平成21年度現在において末吉中学校の学級数は15学級、財部中学校の学級数は7学級ですが、統合予定の平成25年度において末吉中学校の学級数は13学級、財部中学校の学級数は6学級と現在よりも少なくなることから、普通学級、特別学級の数など施設の収容面において問題はないと考えられます。

生徒数推移見込み (H22～H24)

学校名	年度 学年等	平成22年度					平成23年度					平成24年度				
		1年	2年	3年	特支 学級	合計	1年	2年	3年	特支 学級	合計	1年	2年	3年	特支 学級	合計
末吉中学校	生徒数(人)	162	148	177	5	492	140	162	147	5	454	152	150	179	3	484
	標準学級数	5	4	5	1	15	4	5	4	1	14	4	4	5	1	14
南之郷中学校	生徒数(人)	18	14	10	1	43	10	18	14	0	42	末吉中学校へ統合				
	標準学級数	1	1	1	1	4	1	1	1	0	3					
大隅中学校	生徒数(人)	101	92	136	5	334	74	101	92	3	270	97	74	101	3	275
	標準学級数	3	3	4	1	11	2	3	3	1	9	3	2	3	1	9
財部中学校	生徒数(人)	74	75	66	0	215	64	74	76	0	214	71	73	94	0	238
	標準学級数	2	2	2	0	6	2	2	2	0	6	2	2	3	0	7
財部北中学校	生徒数(人)	5	3	7	0	15	4	5	3	0	12	財部中学校へ統合				
	標準学級数	1	0	1	0	2	1	1	0	0	2					
財部南中学校	生徒数(人)	15	5	5	0	25	5	15	5	0	25	財部中学校へ統合				
	標準学級数	1	1	1	0	3	1	1	1	0	3					
中学校	生徒数(人)	375	337	401	11	1,124	297	375	337	8	1,017	320	297	374	6	997
	標準学級数	13	11	14	3	41	11	13	11	2	37	9	8	11	2	30

第4 学校施設整備計画

財部中学校校舎及び屋内運動場について不適格（地震）改築を実施します。なお、屋内運動場には、武道場を併設し、又は兼用できないか検討します。

平成22年度に基本設計及び実施設計を行い、平成23年度～平成25年度に校舎、屋内運動場及び武道場を整備します。

具体的な整備計画については、曾於市学校施設整備改修等計画検討委員会の結果を経て、今後作成していきます。

IV 参考資料

資料1 曾於市学校規模適正化計画の策定経過

平成21年

- 6月3日 教育委員会総務課課内会議
- (1) 学校規模適正化推進体制の整備，確立について
 - (2) 学校規模適正化計画（案）の作成について
 - (3) 学校規模適正化に伴う諸課題の把握及び対応
 - (4) 適正化計画案作成要領
- 7月1日 教育委員会内課長・補佐会議
- (1) 学校規模適正化推進体制の整備，確立について
 - (2) 学校規模適正化計画（案）の作成について
- 7月13日 第7回教育委員会定例会
- (1) 学校規模適正化推進体制について
- 8月12日 第1回曾於市学校規模適正化検討委員会
- (1) 委員の委嘱
 - (2) 委員長，副委員長の選出
 - (3) 協議
 - ア 小中学校の現状について
 - イ 適正規模での学びについて
 - ウ 学校規模適正化推進体制について
 - エ 曾於市学校規模適正化計画（案）の構成について
- 9月24日 教育委員会総務課課内会議
- (1) 曾於市学校規模適正化計画案素案について
- 9月28日 曾於市小中学校規模適正化推進本部会議（第1回）
- (1) 小中学校の現状について
 - (2) 学校規模適正化推進体制について
 - (3) 曾於市学校規模適正化計画案素案について
- 10月2日 第2回教育委員会臨時会
- (1) 曾於市学校規模適正化計画案素案について
- 10月5日 第2回曾於市学校規模適正化検討委員会
- (1) 曾於市学校規模適正化計画案素案について
- 10月26日 曾於市小中学校規模適正化推進本部会議（第2回）
- (1) 曾於市学校規模適正化計画案及び第1次実施計画案の承認について

平成22年

- 1月12日～2月1日 曾於市学校規模適正化計画案に対するパブリックコメントの実施
- 2月8日 第3回曾於市学校規模適正化検討委員会
- (1) パブリックコメントの結果について
 - (2) 曾於市学校規模適正化計画及び第1次実施計画の承認について
- 2月10日 平成22年第2回曾於市教育委員会定例会
- (1) パブリックコメントの計画への反映結果について
 - (2) 曾於市学校規模適正化計画及び第1次実施計画の議決

資料2 曾於市学校規模適正化検討委員会委員名簿

曾於市学校規模適正化検討委員会委員名簿

区 分			氏名	備考
	保 護 者	P T Aの代表	前 屋 敷 美 鈴	市P連副会長
	学 校	小学校長の代表	上 野 美 保 子	岩南小校長
	学 校	中学校長の代表	今 村 克 行	財部北中校長
	地 域	校区公民館長の代表	西 丸 國 治	財部南校区公民館長
	公 益	商工会の代表	津 曲 芳 夫	市商工会副会長
委員長	公 益	公益団体の代表	蛭 牟 田 長 治	曾於市安心安全協会会長
	公 益	女性団体の代表	平澤津 たつ子	
	学 識 経 験 者	教職経験者	高 尾 信 子	元大口市立羽月西小学校長
副委員長	学 識 経 験 者	教育活性化対策委員会委員(高)	桐 原 和 己	元三股小学校長
	学 識 経 験 者	鹿児島大学教授	原 口 泉	鹿児島大学法文学部教授

曾於市学校規模適正化推進体制（中学校）

